

2024年8月

お客さま 各位

株式会社 みちのく銀行

## 随時弁済型カードローンの一部商品内容および契約約款の 変更に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、2025年1月に予定している青森銀行との合併によるシステム移行に伴い、現在ご利用いただいている下記商品につきまして、一部商品内容およびその契約約款を変更させていただきますので、お知らせいたします。

お客さまにはご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象商品

##### (1) 年2回利払型カードローン

商品一覧	
フレッシュカードローン	新フレッシュカードローン
ボンジュールカードローン	奥様カードローン
ニューカードローン	農家カードローン
オリコカードローン10万・30万・50万	提携カードローン50・100

##### (2) 毎月利払型カードローン

商品一覧	
ダッシュ20	ワイドカードローン
ワイドカードローン200・300(変動)	スーパーカードローン500(変動)
毎月利払型カードローン	ニューカードローン公務員口

#### 2. 変更日

2025年1月1日(水)

青森銀行との合併日以降変更となります。それまでのお取扱いに変更はございません。

### 3. 商品内容の主な変更点

#### (1) 共通

##### ①最終期限のお取扱い

変更後	変更前
各商品に定める <u>満年齢を迎えて最初に到来する取引期限</u> をもってその契約の最終期限とします。	各商品に定める <u>満年齢を迎える月の月末</u> をもってその契約の最終期限とします。

#### (2) 年2回利払型カードローン

##### ①利息組み入れにより極度額を超過する場合のお取扱い

変更後	変更前
利息を組み入れることにより極度額を超えることとなる場合は、 <u>当該利息の全額に相当する額以上の支払いがなされるまでの間、借入は行いません。</u>	利息を組み入れることにより極度額を超える場合、 <u>その極度額を超えた金額に相当する額以上の支払いがなされるまでの間、借入を行いません。</u>

##### ②即時支払いが必要となる場合のお取扱い

変更後	変更前
利息を組み入れることにより、極度額を超えることとなる場合で、 <u>当該利息の全額に相当する額</u> の支払いのないまま2ヶ月を経過したとき、銀行からの通知催告等がなくても直ちに貸越元利金の支払いを要します。	利息を組み入れることにより極度額を超える場合で、 <u>極度額を超える金額</u> の支払いのないまま2ヶ月を経過したとき、銀行からの通知催告等がなくても直ちに貸越元利金の支払いを要します。

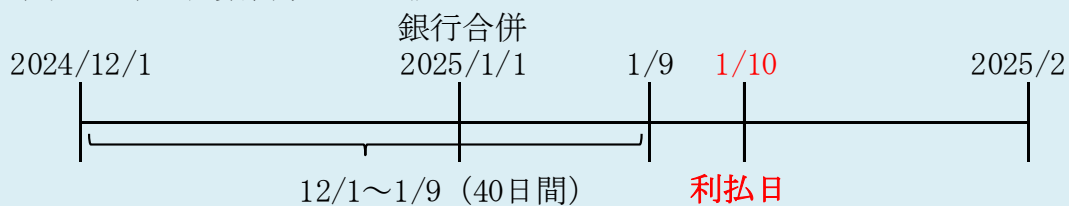
#### (3) 毎月利払型カードローン

##### ①利息計算期間のお取扱い

変更後	変更前
毎月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)に、その <u>前月の利息支払日から当月の利息支払日の前日までの分</u> を、銀行所定の利率および方法によって計算の、貸越元金に組み入れます。	毎月10日(銀行休業日の場合はその翌営業日)に <u>その前月分</u> を、銀行所定の利率および方法によって計算のうえ貸越元金に組み入れます。

※なお2025年1月10日の利息支払日においては、2024年12月1日から2025年1月9日までの分の貸越金の利息を貸越元金に組み入れることにより支払う取扱いとなります。

《1月利払日の利息計算期間イメージ》



※2月利払日の利息計算期間は1月10日~2月9日までとなります。

4. 契約約款の変更内容  
別紙【新旧対比表】をご参照願います。
5. お客様のお手続き  
お手続きの必要はございません。

以上

(別紙)【新旧対比表】みちのくカードローン契約約款 ※変更箇所抜粋

1. フレッシュカードローン／ボンジュールカードローン／農家カードローン／オリコカードローン10万／オリコカードローン50万

新	旧
<p>第3条 (貸越極度額)</p> <p>2. 第5条1項に定める利息を組み入れることにより原契約書の極度を超えることとなる場合は、当該利息の全額に相当する額以上の支払いがなされるまでの間、貴行からの借入は行えないものとします。</p>	<p>第3条 (貸越極度額)</p> <p>2. 前項の貸越極度額をこえて貴行が貸越をした場合にもこの約款が適用されるものとし、その場合は貴行から請求があり次第、直ちに極度額を超える金額を支払います。</p>
<p>第5条 (利息、損害金)</p> <p>1. 当座貸越借入金の利息(保証料を含む)は、付利単位を100円(付利単位未満は切捨てとする)とし、毎年2月、8月の貴行所定の日に6ヶ月分を、貴行の店頭に表示された所定の利率および方法によって計算のうえ貸越元金に組入れることにより支払います。利息の計算は、平年、うるう年に関係なく次の算式により計算するものとします。</p> $\frac{\text{毎日の貸越最終残高の合計額} \times \text{年利率}}{365}$ <p>この場合、受入れた証券額の金額は、決済されるまでは貸越残高に加えて計算します。</p> <p>なお、利息を組み入れることにより貸越極度額を超えることとなる場合は、当該利息全額について、貸越元金に組み入れることによる支払いとはせず、その全額を直ちに支払います。</p>	<p>第5条 (利息、損害金)</p> <p>1. 当座貸越借入金の利息(保証料を含む)は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の貴行所定の日に、所定の利率により、平年、うるう年に関係なく次の算式により計算するものとします。</p> $\frac{\text{毎日の貸越最終残高の合計額} \times \text{年利率}}{365}$ <p>この場合、受入れた証券類の金額は、決済されるまでは貸越残高に加えて計算します。</p>
<p>第8条 (即時支払)</p> <p>削除</p>	<p>第8条 (即時支払)</p> <p>(4) 第3条2項の請求にかかわらず貸越極度額を超えたまま2ヶ月を経過したとき。</p>
<p>第8条 (即時支払)</p> <p>(4) 第5条に定める利息を貸越元金に組み入れることにより原契約書の極度額を超える場合で、当該利息の全額に相当する額の支払いのないまま2ヶ月を経過したとき。</p>	<p>第8条 (即時支払)</p> <p>(5) 第5条に定める利息を貸越元金に組み入れることにより原契約書の極度額を超える場合で、極度額を超える金額の支払いのないまま2ヶ月を経過したとき。</p>

2. 新フレッシュカードローン／奥様カードローン／ニューカードローン／オリコカードローン30万

新	旧
<p>第3条 (貸越極度額)</p> <p>2. 第5条1項に定める利息を組み入れることにより原契約書の極度を超えることとなる場合は、当該利息の全額に相当する額以上の支払いがなされるまでの間、貴行からの借入は行えないものとします。</p>	<p>第3条 (貸越極度額)</p> <p>2. 前項の貸越極度額をこえて貴行が貸越をした場合にもこの約款が適用されるものとし、その場合は貴行から請求があり次第、直ちに極度額を超える金額を支払います。</p>
<p>第4条 (取引期限等)</p> <p>1. 2000年9月17日以前に契約の方</p> <p>(1) この契約の取引期限は、契約日の3年後の応当日が属する月の月末日(貴行が休業日の場合はその前営業日)とします。</p> <p>(2) 取引期限の前日までに貴行または私から取引期</p>	<p>第4条 (取引期限等)</p> <p>1. 2000年9月17日以前に契約の方</p> <p>(1) この契約の取引期限は、契約日の3年後の応当日が属する月の月末日(貴行が休業日の場合はその前営業日)とします。</p> <p>(2) 貴行が取引継続を適当と認め、かつ私が取引期</p>

<p>限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>2. 2000年9月17日以降に契約の方</p> <p>(1) この契約の取引期限は、契約日の3年後の応当日が属する月の月末日（貴行が休業日の場合はその前営業日）とします。</p> <p>(2) 取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が<b>満65歳になって最初に到来する取引期限</b>をもって最終期限として本条第3項が適用されるものとし、以後も同様とします。</p>	<p>限までに特段の申し出をしない限り、前号の取引期限は、さらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>2. 2000年9月17日以降に契約の方</p> <p>(1) この契約の取引期限は、契約日の3年後の応当日が属する月の月末日（貴行が休業日の場合はその前営業日）とします。</p> <p>(2) 貴行が取引継続を適当と認め、かつ私が取引期限までに特段の申し出をしない限り、前号の取引期限は、さらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が満65歳になる月の月末日をもってこの契約の取引期限は到来するものとし、その時点を最終期限として本条第3項が適用されるものとし、以後も同様とします。</p>
<p>第5条（利息、損害金）</p> <p>1. 当座貸越借入金の利息（保証料を含む）は、付利単位を100円（付利単位未満は切捨てとする）とし、毎年2月、8月の貴行所定の日に6ヶ月分を、貴行の店頭に表示された所定の利率および方法によって計算のうえ貸越元金に組入れることにより支払います。利息の計算は、平年、うるう年に関係なく次の算式により計算するものとし、</p> $\frac{\text{毎日の貸越最終残高の合計額} \times \text{年利率}}{365}$ <p>この場合、受入れた証券額の金額は、決済されるまでは貸越残高に加えて計算します。</p> <p>なお、利息を組み入れることにより貸越極度額を超えることとなる場合は、<b>当該利息全額について、貸越元金に組み入れることによる支払いとはせず、その全額を直ちに支払います。</b></p>	<p>第5条（利息、損害金）</p> <p>1. 当座貸越借入金の利息（保証料を含む）は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の貴行所定の日に、所定の利率により、平年、うるう年に関係なく次の算式により計算するものとし、</p> $\frac{\text{毎日の貸越最終残高の合計額} \times \text{年利率}}{365}$ <p>この場合、受入れた証券類の金額は、決済されるまでは貸越残高に加えて計算します。</p>
<p>第8条（即時支払） <b>削除</b></p>	<p>第8条（即時支払）</p> <p>(4) 第3条2項の請求にかかわらず貸越極度額を超えたまま2ヶ月を経過したとき。</p>
<p>第8条（即時支払）</p> <p>(4) 第5条に定める利息を貸越元金に組み入れることにより原契約書の極度額を超える場合で、<b>当該利息の全額に相当する額の支払いのないまま2ヶ月を経過したとき。</b></p>	<p>第8条（即時支払）</p> <p>(5) 第5条に定める利息を貸越元金に組み入れることにより原契約書の極度額を超える場合で、極度額を超える金額の支払いのないまま2ヶ月を経過したとき。</p>

### 3. 提携カードローン50・100

新	旧
<p>第3条（貸越極度額）</p> <p>2. <b>第5条1項に定める利息を組み入れることにより原契約書の極度を超えることとなる場合は、当該利息の全額に相当する額以上の支払いがなされるまでの間、貴行からの借入は行えないものとします。</b></p>	<p>第3条（貸越極度額）</p> <p>2. 前項の貸越極度額をこえて貴行が貸越をした場合にもこの約款が適用されるものとし、その場合は貴行から請求があり次第、直ちに極度額を超える金額を支払います。</p>
<p>第4条（取引制限）</p> <p>1. この契約の取引期限は、契約日の3年後の応当日が属する月の月末日（貴行が休業日の場合はその前営業日）とします。</p>	<p>第4条（取引制限）</p> <p>(1) この契約の取引期限は、契約日の3年後の応当日が属する月の月末日（貴行が休業日の場合はその前営業日）とします。</p>

<p>2. 取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が満65歳になって最初に到来する取引期限をもって最終期限として本条第3項が適用されるものとします。</p>	<p>(2) 貴行が取引継続を適当と認め、かつ私が取引期限までに特段の申し出をしない限り、前号の取引期限は、さらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が満65歳になる月の末日をもってこの契約の取引期限は到来するものとし、その時点を最終期限として本条第3項が適用されるものとします。</p>
<p>第5条 (利息、損害金)</p> <p>1. 当座貸越借入金の利息(保証料を含む)は、付利単位を100円(付利単位未満は切捨てとする)とし、毎年2月、8月の貴行所定の日に6ヶ月分を、貴行の店頭に表示された所定の利率および方法によって計算のうえ貸越元金に組入れることにより支払います。利息の計算は、平年、うるう年に関係なく次の算式により計算するものとします。</p> $\frac{\text{毎日の貸越最終残高の合計額} \times \text{年利率}}{365}$ <p>この場合、受入れた証券額の金額は、決済されるまでは貸越残高に加えて計算します。</p> <p>なお、利息を組み入れることにより貸越極度額を超えることとなる場合は、当該利息全額について、貸越元金に組み入れることによる支払いとはせず、その全額を直ちに支払います。</p>	<p>第5条 (利息、損害金)</p> <p>1. 当座貸越借入金の利息(保証料を含む)は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の貴行所定の日に、所定の利率により、平年、うるう年に関係なく次の算式により計算するものとします。</p> $\frac{\text{毎日の貸越最終残高の合計額} \times \text{年利率}}{365}$ <p>この場合、受入れた証券類の金額は、決済されるまでは貸越残高に加えて計算します。</p>
<p>第8条 (即時支払)</p> <p>削除</p>	<p>第8条 (即時支払)</p> <p>(4) 第3条2項の請求にかかわらず貸越極度額を超えたまま2ヶ月を経過したとき。</p>
<p>第8条 (即時支払)</p> <p>(4) 第5条に定める利息を貸越元金に組み入れることにより原契約書の極度額を超える場合で、当該利息の全額に相当する額の支払いのないまま2ヶ月を経過したとき。</p>	<p>第8条 (即時支払)</p> <p>(5) 第5条に定める利息を貸越元金に組み入れることにより原契約書の極度額を超える場合で、極度額を超える金額の支払いのないまま2ヶ月を経過したとき。</p>

#### 4. ダッシュ20 / 毎月利払型カードローン / ニューカードローン 公務員口

新	旧
<p>第3条 (貸越極度額)</p> <p>2. 第5条1項に定める利息を組み入れることにより原契約書の極度を超えることとなる場合は、当該利息の全額に相当する額以上の支払いがなされるまでの間、貴行からの借入は行えないものとします。</p>	<p>第3条 (貸越極度額)</p> <p>2. 前項の貸越極度額をこえて貴行が貸越をした場合にもこの約款が適用されるものとし、その場合は貴行から請求があり次第、直ちに極度額を超える金額を支払います。</p>
<p>第4条 (取引制限)</p> <p>1. ダッシュ20</p> <p>(2) 取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに2年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が満64歳になって最初に到来する取引期限をもって最終期限として本条第4項が適用されるものとします。</p> <p>2. 毎月利払型カードローン</p> <p>(2) 取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の</p>	<p>第4条 (取引制限)</p> <p>1. ダッシュ20</p> <p>(2) 取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに2年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が満64歳になる月の月末をもってこの契約の取引期限は到来するものとし、その時点を最終期限として本条第3項が適用されるものとします。</p> <p>2. 毎月利払型カードローン</p> <p>(2) 取引期限の前日までに貴行または私から取引</p>

<p>取引期限は、さらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が満65歳になって最初に到来する取引期限をもって最終期限として本条第4項が適用されるものとし、</p> <p>3. ニューカードローン公務員口 変更なし</p>	<p>限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が満65歳になる月の月末をもってこの契約の取引期限は到来するものとし、その時点を終局期限として本条第3項が適用されるものとし、</p> <p>3. ニューカードローン公務員口 (2) 取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が満61歳になって最初に到来する取引期限をもって最終期限として本条第4項が適用されるものとし、</p>
<p>第5条 (利息、損害金)</p> <p>1. 当座貸越借入金の利息(保証料を含む)は、付利単位を100円(付利単位未満は切捨てとする)とし、毎月10日(銀行休業日の場合はその翌営業日)にその前月の利息支払日から当月の利息支払日の前日までの分を貴行の店頭に表示された所定の利率および方法によって計算のうえ、貸越元金に組入れることにより支払います。利息の計算は、平年、うるう年に関係なく次の算式により計算するものとし、</p> $\frac{\text{毎日の貸越最終残高の合計額} \times \text{年利率}}{365}$ <p>この場合、受入れた証券額の金額は、決済されるまでは貸越残高に加えて計算します。</p> <p>なお、利息を組み入れることにより貸越極度額を超えることとなる場合は、当該利息全額について、貸越元金に組み入れることによる支払いとはせず、その全額を直ちに支払います。</p>	<p>第5条 (利息、損害金)</p> <p>1. 当座貸越借入金の利息(保証料を含む)は、付利単位を100円(付利単位未満は切捨てとする)とし、毎月利払型は毎月10日(銀行休業日の場合はその翌営業日)に前月分を、貴行の店頭に表示された所定の利率および方法によって計算のうえ、貸越元金に組入れることにより支払います。利息の計算は、平年、うるう年に関係なく次の算式により計算するものとし、</p> $\frac{\text{毎日の貸越最終残高の合計額} \times \text{年利率}}{365}$ <p>この場合、受入れた証券類の金額は、決済されるまでは貸越残高に加えて計算します。</p>
<p>第8条 (即時支払) 削除</p>	<p>第8条 (即時支払) (4) 第3条2項の請求にかかわらず貸越極度額を超えたまま2ヶ月を経過したとき。</p>
<p>第8条 (即時支払) (4) 第5条に定める利息を貸越元金に組み入れることにより原契約書の極度額を超える場合で、当該利息の全額に相当する額の支払いのないまま2ヶ月を経過したとき。</p>	<p>第8条 (即時支払) (5) 第5条に定める利息を貸越元金に組み入れることにより原契約書の極度額を超える場合で、極度額を超える金額の支払いのないまま2ヶ月を経過したとき。</p>

## 5. ワイドカードローン

新	旧
<p>第3条 (貸越極度額)</p> <p>2. 第5条1項に定める利息を組み入れることにより原契約書の極度額を超えることとなる場合は、当該利息の全額に相当する額以上の支払いがなされるまでの間、貴行からの借入は行えないものとします。</p>	<p>第3条 (貸越極度額)</p> <p>2. 前項の貸越極度額をこえて貴行が貸越をした場合にもこの約款が適用されるものとし、その場合は貴行から請求があり次第、直ちに極度額を超える金額を支払います。</p>
<p>第4条 (取引制限)</p> <p>2. 取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取</p>	<p>第4条 (取引制限)</p> <p>2. 取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取</p>

<p>引期限は、さらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が<b>満60歳になって最初に到来する取引期限</b>をもって最終期限として本条第3項が適用されるものとします。</p>	<p>引期限は、さらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が満60歳になる月の月末をもってこの契約の取引期限は到来するものとし、その時点をも最終期限として本条第3項が適用されるものとします。</p>
<p>第5条（利息、損害金）</p> <p>1. 当座貸越借入金の利息（保証料を含む）は、付利単位を100円（付利単位未満は切捨てとする）とし、毎月10日（銀行休業日の場合はその翌営業日）に<b>その前月の利息支払日から当月の利息支払日の前日までの分</b>を貴行の店頭に表示された所定の利率および方法によって計算のうえ、貸越元金に組入れることにより支払います。利息の計算は、平年、うるう年に関係なく次の算式により計算するものとします。</p> $\frac{\text{毎日の貸越最終残高の合計額} \times \text{年利率}}{365}$ <p>この場合、受入れた証券額の金額は、決済されるまでは貸越残高に加えて計算します。</p> <p>なお、利息を組み入れることにより貸越極度額を超えることとなる場合は、<b>当該利息全額について、貸越元金に組み入れることによる支払いとはせず、その全額を直ちに支払います。</b></p>	<p>第5条（利息、損害金）</p> <p>1. 当座貸越借入金の利息（保証料を含む）は、付利単位を100円（付利単位未満は切捨てとする）とし、毎月利払型は毎月10日（銀行休業日の場合はその翌営業日）に前月分を、貴行の店頭に表示された所定の利率および方法によって計算のうえ、貸越元金に組入れることにより支払います。利息の計算は、平年、うるう年に関係なく次の算式により計算するものとします。</p> $\frac{\text{毎日の貸越最終残高の合計額} \times \text{年利率}}{365}$ <p>この場合、受入れた証券類の金額は、決済されるまでは貸越残高に加えて計算します。</p>
<p>第8条（即時支払） <b>削除</b></p>	<p>第8条（即時支払）</p> <p>（4）第3条2項の請求にかかわらず貸越極度額を超えたまま2ヶ月を経過したとき。</p>
<p>第8条（即時支払）</p> <p>（4）第5条に定める利息を貸越元金に組み入れることにより原契約書の極度額を超える場合で、<b>当該利息の全額に相当する額の支払い</b>のないまま2ヶ月を経過したとき。</p>	<p>第8条（即時支払）</p> <p>（5）第5条に定める利息を貸越元金に組み入れることにより原契約書の極度額を超える場合で、極度額を超える金額の支払いのないまま2ヶ月を経過したとき。</p>

6. ワイドカードローン200・300（変動）／スーパーカードローン変動

新	旧
<p>第3条（貸越極度額）</p> <p>2. <b>第5条1項に定める利息を組み入れることにより原契約書の極度を超えることとなる場合は、当該利息の全額に相当する額以上の支払いがなされるまでの間、貴行からの借入は行えないものとします。</b></p>	<p>第3条（貸越極度額）</p> <p>2. 前項の貸越極度額をこえて貴行が貸越をした場合にもこの約款が適用されるものとし、その場合は貴行から請求があり次第、直ちに極度額を超える金額を支払います。</p>
<p>第4条（取引制限）</p> <p>1. 給与所得者</p> <p>（1）この契約の取引期限は、契約日の3年後の応当日が属する月の月末日（貴行が休業日の場合はその前営業日）とします。</p> <p>（2）取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が<b>満60歳になって最初に到来する取引期限</b>をもって最終期限として本条第3項が適用されるものとします。</p>	<p>第4条（取引制限）</p> <p>1. 給与所得者</p> <p>（1）この契約の取引期限は、契約日の3年後の応当日が属する月の月末日（貴行が休業日の場合はその前営業日）とします。</p> <p>（2）取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が満60歳になる月の月末をもってこの契約の取引期限は到来するものとし、その時点をも最終期限として本条第3項が適用されるものとします。</p>



<p>2. 個人事業主</p> <p>(1) この契約の取引期限は、契約日の3年後の応当日が属する月の月末日（貴行が休業日の場合はその前営業日）とします。</p> <p>(2) 取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が<b>満62歳になって最初に到来する取引期限</b>をもって最終期限として本条第3項が適用されるものとします。</p>	<p>ものとします。</p> <p>2. 個人事業主</p> <p>(1) この契約の取引期限は、契約日の3年後の応当日が属する月の月末日（貴行が休業日の場合はその前営業日）とします。</p> <p>(2) 取引期限の前日までに貴行または私から取引期限を延長しない旨の申し出がなされない限り、前号の取引期限は、さらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、私が<b>満62歳になる月の月末</b>をもってこの契約の取引期限は到来するものとし、その時点を終了期限として本条第3項が適用されるものとします。</p>
<p>第5条（利息、損害金）</p> <p>1. 当座貸越借入金の利息（保証料を含む）は、付利単位を100円（付利単位未満は切捨てとする）とし、毎月10日（銀行休業日の場合はその翌営業日）に<b>その前月の利息支払日から当月の利息支払日の前日までの分</b>を貴行の店頭に表示された所定の利率および方法によって計算のうえ、貸越元金に組入れることにより支払います。利息の計算は、平年、うるう年に関係なく次の算式により計算するものとします。</p> $\frac{\text{毎日の貸越最終残高の合計額} \times \text{年利率}}{365}$ <p>この場合、受入れた証券額の金額は、決済されるまでは貸越残高に加えて計算します。</p> <p>なお、利息を組み入れることにより貸越極度額を超えることとなる場合は、<b>当該利息全額について、貸越元金に組み入れることによる支払いとはせず、その全額を直ちに支払います。</b></p>	<p>第5条（利息、損害金）</p> <p>1. 当座貸越借入金の利息（保証料を含む）は、付利単位を100円（付利単位未満は切捨てとする）とし、毎月利払型は毎月10日（銀行休業日の場合はその翌営業日）に前月分を、貴行の店頭に表示された所定の利率および方法によって計算のうえ、貸越元金に組入れることにより支払います。利息の計算は、平年、うるう年に関係なく次の算式により計算するものとします。</p> $\frac{\text{毎日の貸越最終残高の合計額} \times \text{年利率}}{365}$ <p>この場合、受入れた証券類の金額は、決済されるまでは貸越残高に加えて計算します。</p>
<p>第8条（即時支払）</p> <p><b>削除</b></p>	<p>第8条（即時支払）</p> <p>(4) 第3条2項の請求にかかわらず貸越極度額を超えたまま2ヶ月を経過したとき。</p>
<p>第8条（即時支払）</p> <p>(4) 第5条に定める利息を貸越元金に組み入れることにより原契約書の極度額を超える場合で、<b>当該利息の全額に相当する額の支払い</b>のないまま2ヶ月を経過したとき。</p>	<p>第8条（即時支払）</p> <p>(5) 第5条に定める利息を貸越元金に組み入れることにより原契約書の極度額を超える場合で、極度額を超える金額の支払いのないまま2ヶ月を経過したとき。</p>

※本契約約款の変更は民法548条の4の規定を適用するものとします。